

# 岡崎市：建築物等の解体等の作業に関するお知らせ 石綿レベル1.2 W450×H350

## 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告<sup>注1)</sup>、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称:					
届出先及び 届出年月日	豊田 労働基準監督署 愛知 都・道・府(県) 豊田市 区	令和 年 月 日	発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)		
調査終了年月日		令和 年 月 日	住所		
看板表示日		令和 年 月 日			
解体等工事期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	調査方法の概要(調査箇所)	
				元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体(1階~4階) ※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。					
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)					
【石綿含有あり】					
【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照					
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法					
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法					
①特定建築物石綿含有建材調査者 氏名 登録番号 住所:					
②環境分析センター 氏名 登録番号 住所:					
③分析を実施した者 氏名 登録番号 住所:					
④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日					
⑥その他の事項					
調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す					
①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明					
備考:その他の条例等の届出年月日					
区建築物の解体工事等に関する要綱(令和 年 月 日届出)					